

# 令和4年度第1回 市民動物園会議

## 会 議 録

日 時：2022年6月25日（土）午後4時開会  
場 所：円山動物園内 動物園プラザ

## 1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 皆様、スマイルトークへのご参加、ありがとうございました。本日は、天候にも恵まれて、多くの参加者にもご参加いただきましたし、ユーチューブの同時配信も多くの方にご覧をいただいたところでもございました。

本日の議題にもなっております条例ができたことを受けてのスマイルトークの開催でしたけれども、これからの動物園の役割、動物園が発信していくことについて、いろいろお話もありましたので、参考になったかと思えます。

私から遠井先生のお話に補足させていただきますが、円山動物園でも7月23日にハーティナイトということで、障がいのある方とその介助の方や介添えの方を夜の動物園にご招待するという事業を行う予定になっております。あわせて、ウクライナからの避難民の方についても無料でご招待をしております。まだ実績はないのですけれども、ご報告をさせていただきます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回市民動物園会議を開催させていただきます。

初めに、円山動物園長の神からご挨拶を申し上げます。

○神円山動物園長 皆さん、お疲れさまです。

本日は、スマイルトーク、そして、市民動物園会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

動物園条例につきましては、2020年12月に市民動物園会議から市長に提言書を提出しましたが、それから約1年半がたちました。皆様のご協力により全国初となる動物園条例を制定することができました。ありがとうございます。

先ほどのスマイルトークでもいろいろなご議論がありましたが、条例制定がゴールではなく持続可能な、そして、より良い動物園を目指して新たな出発、スタートラインに着くことができたと考えております。

職員が一丸となって条例に基づく様々な取組をしっかりと進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様からは引き続きご尽力を頂戴することになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） 議事に先立ちまして、滝口委員におかれましては、委員の皆様と初めてお会いすることになるかと思えますので、一言、ご挨拶をいただけますでしょうか。

○滝口委員 皆さん、こんにちは。初めまして、北海道大学獣医学研究員で獣医学部の滝口と申します。

これまでも、大学における学生の獣医学教育、あるいは、円山動物園の動物の病気等についていろいろと協力をさせていただいてきました。そうしたことから、委員を拝命いたしまして、大変光栄に存じております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） それでは、議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては吉中議長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○吉中議長 皆さん、こんにちは。吉中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に従って進めていきます。

5時半から6時までには終わりたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

議事次第をご覧ください。

議事は、1からその他も含め、六つ予定されております。

配付資料は、記載のとおり、資料1-1から資料6までお配りをいただいているかと思ひます。もしないものがありましたら、お申しつけいただければと思ひます。

それでは、次第に従って進めていきます。

1の令和4年度円山動物園予算概要及び令和3年度の来園者数と入園料収入についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤崎経営係長） それでは、議題1の令和4年度円山動物園の予算概要についてご説明させていただきます。

事前にお送りしました資料から一部変更がございますので、本日配付しております資料に基づいてご説明させていただきます。

資料1-1と右上に記載している資料をご覧ください。

上段が歳入となりまして、下段が歳出となります。それぞれ左から科目や事業費の項目がございまして、その次に令和4年度予算、令和4年度の補正予算、令和3年度予算とありまして、令和4年度と令和3年度の予算増減を載せています。

まず、歳入についてです。

令和4年度当初予算は4億4,845万円ですが、今年の5月から6月にかけて開催されました第2回定例市議会におきまして、補正予算として1,000万円が増額されたため、令和4年度の予算の合計は4億5,845万円となります。令和3年度予算が約5億2,700万円でしたので、前年度と比べますと約6,800万円少なくなっております。

次に、歳入の主な内訳についてです。

入園料ですが、令和4年度は約4億727万円です。令和3年度は約4億1,045万円でしたので、318万円ほど少なくなっております。令和4年度は、令和3年度と同様に、コロナ前の5年間の入園料収入の実績に基づいて計算しているのですけれども、入園料を減免した金額等、積算を詳細に行った結果、前年度より減額となりました。

続きまして、上から四つ目の寄附金についてです。

これは、円山動物園への支援を目的として、市民の方や団体、企業からいただいております。当初予算では昨年度と同額の1,070万円を計上しておりました。寄附金に関しましては、先ほど合計のところでもご説明しましたが、補正予算として1,000万円

を増額しております。この増額分は、新たに設置しました動物園応援基金の原資となる基金造成費として活用することとしております。

次に、歳入の一番下のその他ですが、令和4年度は約1,729万円で、令和3年度の約9,284万円と比較して、約7,554万円の減額となります。この減額については、表の下の米印に記載しておりますとおり、令和3年度は円山公園駐車場の駐車場収入の黒字から動物園の運営に充当する額が多かったところですが、令和4年度は、これが減額となったため、増減の金額が大きくなっています。

続きまして、歳出についてです。

令和4年度の当初予算の歳出は約9億7,000万円になります。また、歳入と同様、第2回定例市議会において補正予算として1億1,000万円が増額されており、合計は約10億8,000万円となります。令和3年度は7億8,000万円でしたので、前年度と比較しますと2億9,700万円ほど増額となっております。

歳出の主な内訳についてご説明いたします。

事業費の上から三つ目の動物園経営費ですけれども、令和4年度は約6億2,500万円であり、令和3年度の約6億3,200万円と比較しますと約700万円の減額となっております。これは、ホッキョクグマ館の光熱費や事業費などについて、実績に基づいて積算を行った結果、減額となったことが主な理由です。

次に、表の真ん中ほどの動物園応援基金造成費ですけれども、歳出の合計のところでもご説明しましたとおり、補正予算で1億1,000万円の増額となっております。これは動物園応援基金の原資となる基金造成費として支出することとなりますが、内訳については、歳入のところでもご説明しました寄附金の増額分の1,000万円と、札幌市へのふるさと納税のうち、円山動物園への支援を寄附金の使途として選択していただいた分の1億円を計上しています。

次に、表の一番下の類人猿館建築費についてです。これは、昨年度からリニューアルを行っております類人猿館につきまして、昨年度は類人猿館の解体工事を行いました。今年度は新しい施設の建設工事を実施することになっておりまして、工事にかかる予算が約1億9,000万円増額になっています。

引き続き、令和3年度の来園者数と入園料収入についてご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。

左側の(1)の月別来園者の推移についてです。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月19日から1日8,000人の事前予約制を導入し、その後、4月24日から10月31日までは1日5,000人までの制限とするなど、対策を強化いたしました。

また、5月6日から7月11日まで、8月28日から9月30日までの2回、感染拡大防止のための臨時休園をしました。臨時休園や来園者数に上限を設けたことが影響し、令和3年度の年間の来園者数は36万9,194人と、前年度比で約72.9%となりました。

た。

次に、右側の（２）の来園者数と入園料の状況についてです。

新型コロナウイルス感染症の対策として実施した臨時休園と事前予約制が影響したことから、令和３年度の全体では、令和２年度と比較し、来園者数、入園料収入ともに減少しております。

月別で見ますと、事前予約制が終了した１１月と１２月は、グラフの中に星印で示しておりますが、気温が下がる季節にもかかわらず、前年同月比では２倍ほどの来園者数となっております。入園料収入も増加しております。

この時期は、新型コロナウイルスの新規感染者数の減少傾向も見られましたので、秋の再拡大防止特別対策期間が終了したことなどが影響したと考えているところです。

入園料については、令和２年度から金額の見直しを行っております。見直しの影響の分析をしたいと考えておりますが、令和２年度、令和３年度と、臨時休園などの影響で一年を通して通常の運営ができておりませんでしたので、今後の状況を見つつ、入園料については改めて分析を行いたいと考えております。

○吉中議長 今年度の予算概要と昨年度の来園者数、入園料収入についてご説明をいただきました。

何かご質問がありましたらお願いいたします。

今は６月ですけれども、今年度はどんな感じでしょうか。

○事務局（神田山動物園長） 今年度に入ってから数字をお伝えしますと、４月には約６万９，０００人、５月には８万２，０００人の来園者がありました。

当然、昨年よりは改善しているのですけれども、コロナ前の令和元年度と比べると半分ぐらいですので、コロナ前にはまだ戻っておりませんし、その影響は今年度も続くのかなと思っております。

○吉中議長 そのほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 ここで聞くのが適切かは分かりませんが、事前予約制を取られていたときの予約状況はどんな感じだったのでしょうか。

○事務局（佐々木経営管理課長） 基本的には、予約をしてから来園してくださいと言われておりましたが、来園者数はほぼ予約数ということでご理解をいただいております。

○事務局（藤崎経営係長） ４月２４日から５，０００人に下げたのですけれども、土・日や天気の良い日、あるいは、夏休み期間中は５，０００人いっぱいの予約があった日も何日間かありました。ただ、当日、予定が合わなかったなどがあるのでしょうか、全員に来ていただくということではなく、七、八割の３，５００人から４，０００人でした。ですから、上限を設けても５，０００人が実際に来たわけではなく、４，０００人ぐらいということです。

○相原副議長 繰り返しになるかもしれませんが、念のために確認です。

令和2年度、令和3年度とちょっとイレギュラーな状態ですけれども、令和3年度の入園料収入が1億5,327万円ぐらいで、それに対して予算では4億円を計算されていたということですね。そして、今回、令和4年度に関しても4億円の予算ということですが、これはコロナで正常とは言えない事態が解除されたという前提で予算を組んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（佐々木経営管理課長） そのご理解でよろしいかと思います。

先ほどもお話をしましたけれども、令和2年度、3年度を除き、令和元年度以前の5年間の平均で予算を組み立てておりますので、コロナの影響がない前提での予算の立て方となっています。

○事務局（神戸山動物園長） 本当はコロナを考慮し、入園料は低く抑えたいのですが、これは財政サイドの考え方でもあって、影響がある前の5年間で組んでくださいという強い話がありました。達成されない可能性は高いのでしょうかけれども、そうした予算組みをしているというのが実情です。

○吉中議長 そのほかにいかがでしょうか。

○松原委員 一番最後に説明のありました来園者数と入園料の相関関係について質問します。

例えば、2020年度であれば、有料が57%、無料が43%ですね。そして、2021年度を見ますと、その割合は同じく57%と43%ということで見事に一緒なのですが、背景があまりにも違い過ぎるなと思っています。

6月と9月は閉鎖しているわけですね。だからか、その後の10月の2021年度のグラフを見るとどんと伸びています。でも、有料と無料の年間割合で見るとイコールになっているのですよね。

6月と9月は休園だったわけですが、その後に反動が来たということなののでしょうか。例えば、中学生以下や高齢者は無料ですが、そういった動物園を見学するニーズ、新しいものがようやく見られるなということで学校や施設の利用者が殺到し、10月に伸びたのかなという感じで見ただけなのですが、いかがでしょうか。

○事務局（佐々木経営管理課長） そのご理解は正しいかと思います。

6月と9月という学校での遠足が一番多い時期に閉園がありました。しかし、その反動で10月に団体利用が多かったということはあるかと思います。

一方、高齢者の利用についてですが、料金を上げたとき、高齢者の減免対象を65歳から70歳に上げたということがあります。その影響もあるのか、値上げ後はお年寄りの方の来園がちょっと減っているということもあります。

それはともかく、今回の無料の分というのは、小学校、幼稚園、保育園など、団体利用が多かったということです。

○吉中議長 そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、次の議題に移ります。

2の動物園条例の制定についてです。

今、スマイルトークをお聞きいただいた方は概略をお聞きになったかと思えますけれども、改めて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） それでは、事務局から動物園条例の制定についてご説明します。

お手元に資料2-1としてスライドの資料と資料2-2として条例の条文の資料をつけております。

本日は、条例の制定について、5点をご報告させていただきます。特に、4番目の市民動物園会議の位置づけについては、この後の議題にも関わりますので、重点的に確認をいただければと思っております。

まず、1番目の令和4年第2回定例市議会で可決ということについてです。

今月、6月6日の市議会でこの条例は可決成立いたしました。その日のうちに公布、施行されております。ただし、全ての条文が施行されたわけではなくて、第2章の動物園と第3章の認定動物園の規定については、円山動物園以外の一般の民間の動物園も対象となるもので、一定の準備期間が必要と考えております。

また、第3章の認定動物園の制度に関わる規定が第5章の動物園応援基金のところにあります。第22条の助成という項目になりますが、認定動物園に対して助成することができるというものです。この規定と市民動物園会議の審議する内容の中に認定動物園の認定や助成に関する審議というのがございます。

この認定制度については、今後、市民動物園会議に部会を設置し、検討していく予定でありましたので、公布の日から1年以内、来年の6月5日までとなりますけれども、市長が定める日に施行となっております、ここはまだ施行がされておられません。

続いて、条例の概要についてです。

スマイルトークでもいろいろとお話がありましたが、全体的に総括する形でご説明させていただきます。

まず、この動物園条例は、動物園の運営目的や実施事業を明確化し、その動物園の取組を促進するための施策、主な施策としては認定動物園制度、動物園応援基金、そして、市民動物園会議といった仕組みを定めた条例となります。このうち、認定動物園制度や動物園応援基金は、この条例の制定によって新たにスタートするものとなります。

市民動物園会議は、これまで円山動物園の運営方針を審議してきましたが、そこに円山動物園以外の動物園の支援策などを検討するという役割が加わり、位置づけも変わりました。

概要の補足です。

この条例は、行政の監視や営業規制の手法を取るのではなく、頑張っているところを支援するために認定したり、基金を活用して支援をしたりという手法で動物園の取組を盛り

立て、底上げするものです。

では、先ほど概要で説明したことがどこに盛り込まれているのかですが、第1章の総則、第2章の動物園という章の中に動物園の運営目的や実施事業が盛り込まれております。第3章の認定動物園は、動物園の取組を盛り立て、底上げする仕組みとして規定されております。そして、第4章の円山動物園は、この動物園の在り方を受け、円山動物園で基本的に行う内容を規定しております。さらに、第5章の動物園応援基金という市民の思いで動物園の取組を支援していこうという仕組みも盛り込まれています。

なお、市民動物園会議については、条例に基づく取組のチェック機関ということで位置づけられております。

以上が全体の概要ですが、これを絵にしたものがこのスライドです。先ほどのスマイルトークでも映し出しましたが、札幌市、動物園、市民、事業者という各主体があり、野生動物の保全を通じた生物多様性の保全という共通の目的を掲げながら、動物園としては、市民、事業者に動物や生息地の現状、環境問題を伝えながら、自然を感じる機会などを提供し、市民、事業者の方々は、動物園の取組を理解、関心を深めていただきながら、学びの機会などを求めて動物園を利用し、時には動物園の保全活動に参加、協力をいただいたり、寄附をしていただいたり、一緒になって生物多様性を保全していくという流れをつくっていくことを目指しております。

そうした流れをつくっていくためにも、札幌市は、市民、事業者に対して動物園の取組を周知し、市民が動物園を応援しやすい仕組みとして基金を設置、運用します。そして、動物園に対しては認定動物園の制度をつくり、助言や助成金で取組を促進していきます。

続いて、3点目の条例制定効果についてです。

動物園の視点と市民、利用者の視点に分けてご説明をいたします。

まず、動物園の視点の一つとして、良好な動物福祉を確保していくという考え方が浸透しまして、動物福祉向上のための取組が実践されていくということが期待されます。この取組が強化されていきますと、動物本来の行動がこれまで以上に発揮されるようになりますし、野生動物の特徴、生息環境などの情報を伝えやすくなると考えております。

また、もう一つとして、動物園がこれまで行ってきました調査・研究や飼育繁殖技術の向上、展示教育活動など、こういった取組は何のためにやるのか、もっと言うと、動物園は何のために運営するのか、それが法律では明文化されていなかったわけですが、この条例の制定によって野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に貢献していくことを最終目的とした上で行っていくことができます。

ですから、これまでは人間の癒やし、元気回復、生活へ生かしていこうということを目的に運営すれば十分だったということがあったかもしれませんが、これからは、それにプラスして、野生動物の保全、保全への行動変容を促すということを目標にこれらの取組を行っていくこととなります。

一方市民、利用者の視点について4点ほど挙げております。

まず、1点目は、動物園の役割が分かりやすくなるということです。これまでも、円山動物園では役割を発信してきたところなのですが、その法的な根拠が乏しかったところでした。しかし、今後、広報啓発の場面や講演会などで話すときにはこの条例を根拠にできますので、説得力も増します。そして、調査・研究や教育活動が強化され、情報発信が増えていくと、皆さんにもこれが動物園なのだと感じていただく機会が増えるのではないかと考えております。

2点目は、動物が生き生きと暮らす様子を見ることができるとということです。安心して横たわったり、野生本来の行動が見られたり、生命の営みが見られるようになります。

3点目は、野生動物や生息環境を正しく深く知ることができるとということです。例として、類人猿館、オランウータンの施設の古いものと今後つくる予定のイメージの写真をつけていますが、古いほうは高さが高いところでも3メートルまでしかないコンクリートの壁、鉄格子で囲われた無機質な施設でした。丸太を置くなど、いろいろ工夫をして、いろいろな行動を発揮させようと努力してきたのですが、木の上で生活をするオランウータンにとっては非常に行動範囲が狭く、無機質で、制限された空間だったと思います。これを今建設中の右側のオランウータン館では、高さだけを見ても8メートルが確保されますし、屋内の中には熱帯雨林にある高い樹木も配置します。それから、ほかの生き物も同時に展示するなど、そういった工夫を凝らして野生の様子がよく分かる施設としたいと考えています。

これも含め、今後は野生動物について正確な情報を知ることができる施設づくりに変わっていきます。

4点目は、野生動物の保全活動に参加できる機会が増えるということです。基金を利用し、動物園の取組と一緒に促進できるほか、動物園で学んだことをきっかけに環境保全活動に参加する機会が増えます。

続いて、4番目の市民動物園会議の位置づけについてです。

動物園条例では、市民動物園会議の設置目的などについて、第23条に定めておりますが、動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し、必要な事項について調査審議を行うという目的になっております。

委員については学識経験者、公募に応じた市民、10人以内で構成します。これは、これまでと変わっていないのですが、任期は、条例制定前は2年でしたが、制定後は3年となります。現委員の皆さんは来年の9月末までということで、当初委嘱させていただいた2年間で変わりませんが、その後は任期が3年になるということです。

また、部会の規定もあり、必要に応じて設置できます。部会決議を本会議決議とすることができるという規定は、これまであまり運用されていなかったのですが、そういった規定も定められております。そのほかに臨時委員の規定もございます。

次に、市民動物園会議で審議する内容ですが、次のような内容を規定しております。

市長の諮問に応じ、以下に関し、調査審議等を行い、意見を述べるというもので、1点

目は、動物園に係る施策及び円山動物園の運営で、2点目に、円山動物園の動物福祉規程の制定または改正、3点目に、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価すること、4点目と5点目は認定動物園の認定と助成についてです。

なお、黒丸の二つ目ですが、市長の諮問がない場合もこれらについて市長に意見を述べるができるとしております。

これが第23条に規定されている内容ですが、ほかの条文の中にも市民動物園会議が行うことについて書いておりまして、4点ほどあります。

1点目ですが、第10条の認定動物園のところで、市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ市民動物園会議の意見を聞かなければならないとしております。

また、2点目ですが、円山動物園の動物福祉のところで、市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならないとしております。

そして、3点目ですが、市は、円山動物園の動物福祉規程の制定または改正に当たっては、あらかじめ市民動物園会議の意見を聞くものとするとしております。

最後に、4点目ですが、円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならないということで3点ほど記載しておりますが、その一つ目で、利用者に野生動物に直接接触する機会を提供することに関して、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があるのかどうか、良好な動物福祉が確保されているのかどうかを市民動物園会議がチェックをすることとなっております。

こういったところで市民動物園会議が関わることとなります。

このように、いろいろな役割が増えることについて、今月の議会やパブリックコメントでいろいろな意見がございました。ここでは、パブリックコメントで寄せられた意見の主なものを2点挙げさせていただいています。

1点目は、今後、こういったことを議論するのであれば、委員については、動物福祉やファンドレイジング、これは資金集めのことを指しますけれども、そういった専門家が必要ではないかということです。

2点目は、市長や委員長が思惑で恣意的に委員を選定できないよう、要件を定めるべきではないかということです。

これらご意見に対する札幌市の考え方ですが、この条例には次のような規定がございます。まず、学識経験者等の市長が適当と認める者から委員は選任するとしております。それから、特別な事項の調査等が必要な場合は臨時委員を置くこともできます。それから、必要に応じて部会を設置することもできます。このように、専門的な者でちゃんと議論できるのか、そういった方がちゃんと入って議論されるのかということに対処するためにこういった規定を設けており、これらの規定から専門性のある事項について審議が可能だと考えております。また、委員の選任に当たっては、市長は条例に沿った取組を審議する観

点で選ばないといけないわけですし、この条例に基本となることが書いておりますので、これに沿って選任することで適切な運用を図っていくことができると考えております。

最後に、条例に基づく主な取組のスケジュールについて簡単にご説明します。

今後の普及啓発のスケジュールですが、ホームページや英語版の条文、パンフレット、リーフレットなど、様々な媒体を作成し、知っていただけるように進めていこうと考えております。ホームページについては今月13日に既に公開しておりまして、ほかの民間のホームページですが、動物園条例を解説していただくページが掲載されたり、SNSで話題になっていたり、ご覧をいただけていることが確認されております。今後もこのホームページを充実させていながら発信していきたいと思っております。

それ以外にも、海外に発信すべきだという市民動物園会議の提言にもありましたとおり、今、英語版の条文も整理しているところで、来月の初めには出せたらよいと考えて、進めております。そのほか、パンフレットやリーフレットはこれから製作して、12月頃までには活用を始めることができるようにしたいと考えております。

こちらは、条例に規定されました認定制度や円山動物園の動物福祉の規程の関係の取組スケジュールです。来月から年内にかけて検討を進め、年明けの来年1月以降にはそれぞれの取組が開始することを予定しております。

以上で条例の制定についてのご説明を終わります。

○吉中議長 条例の概要に始まり、この条例によってどういう効果が期待されるのか、また、今、開いております市民動物園会議の位置づけがどうなっていくのか、そして、今後の予定等についてご説明いただきました。

ご不明な点やご意見等がありましたら、ぜひお願いいたします。

○栗木委員 4ページのところで円山動物園以外の動物園も対象とおっしゃっており、民間の動物園も対象となるということでした。円山動物園は、もちろん動物の福祉を守って取組をされていると思うのですが、民間の動物園のチェックはどのようなふうに行っていけるのかを教えてくださいませんか。

○事務局（森山調整担当係長） 円山動物園以外の動物園のチェックについてです。

冒頭の概要のところでもあったのですが、札幌市でこの条例の対象になるところをチェックしていくという仕組みは設けておりません。ただ、認定制度をつくりまして、この条例の理念に賛同され、同じように取り組みたいというところには手を挙げていただき、そこを支援していこうということです。ですから、この条例の目的と違うところをどうにかしようという趣旨でつくったというわけではありませんし、特段、札幌市でどこかをチェックに行くということも予定しておりません。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○高松委員 27ページの今後の普及啓発スケジュールの英語版条文についてです。

海外にこの取組を発信していくということでしたが、具体的に、どのようなふうに、どこに向けて発信するのでしょうか。また、その方法やいつぐらいに発信するのかなど、もし

決まっていることや目標がありましたら教えていただけたらと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 海外に向けて発信すべく英語版をつくるという話をしましたが、何か、目標があって、特定の対象者に伝えたいということがあるわけではなく、日本語版で条文が掲載されているけれども、日本語圏ではないところでは検索されず、伝わっていかないということがあります。

過去、いろいろな動物の死亡事故があった中で、海外からも札幌の事故が話題になっており、ネット上でもそうした動画を見てコメントされておりますので、札幌市は今後どうするのかについて、日本国内だけではなく、そうやって見ていただいた方のほか、海外の方にも読んでいただけるようにしたい、どなたでも見られるようにするという趣旨で英語版をつくることとしました。

なお、今後、海外の動物園や政府とやり取りをするときには、札幌市ではこういう条例に基づいて取り組んでいますということを示すために英語版を渡すということもあるかとは思いますが、今のところ、そういった具体的な予定があるわけではありません。

○事務局（神田山動物園長） 補足します。

札幌市に外国の方向けのホームページがあるのですが、そこに今回の条例の英語版が記載されるというイメージです。札幌市のポータルサイトに載せると、札幌市にアクセスしていただいた外国人の方には見ていただけるかなと思っています。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○太田委員 スライドの13ページで、これまで人間の癒やしや元気回復、生活への応用というところから、今後、野生動物の保全など、動物福祉の観点をもっと強めていこうということになるということですよ。ただ、動物園やその関係者が一生懸命に取り組んでも、市民がそういう意識を持っていないといけないと思っています。

先ほどのスマイルトークでは、市民の動物福祉意識の低さみたいなお話を参与がされていましたが、市民に動物福祉や動物園条例に関心を持ってもらうため、パンフレットやホームページなどで啓発するのもそうですが、もっと具体的な案とといいますか、こういうことを動物園でやっていきたいという展望がありましたら教えてください。

○事務局（神田山動物園長） 動物福祉をしっかりと市民に伝える方法をどうするかについてです。

今、「ドキドキ体験」といって、動物専門員が来園者向けにガイドをしていますが、そうしたとき、この動物に対しては動物福祉の向上のためにこんなことをしていますということはあるかと思います。また、学校向けの出前講座、あるいは、動物園に来ての教育活動もありますが、そういったいろいろな機会を通じて動物福祉の向上のために円山動物園は何をしているのかをしっかりと伝えていきたいと思っています。

○事務局（森山調整担当係長） 私からも補足させていただきます。

日常的にやることのほか、条例第13条になるのですが、円山動物園動物福祉の日を定めております。これは、マレーグマのウッチーが死亡した7月25日と定めたわけ

ですけれども、ここに市民の動物福祉に関する理解、関心を深めるという目的を書いております。こういった日を軸にしながら、いろいろな普及啓発活動を行うことも予定されております。

○事務局（山本飼育展示課長） 今後、動物福祉部会を立ち上げることになりましたけれども、今は動物福祉の専門家に打診しているところです。そういった動物福祉を専門とする方から職員や一般市民の方を対象にした講演を開いていただくことで普及啓発をしていきたいと思っております。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○栗木委員 動物福祉の日だけではない話ですが、動物福祉の日というとき、意識の高い方々だとすごく関心が集まるイメージはあります。ただ、先ほど園内を歩いていましたら、若い方やカップルの方も多いのです。それに、スマホで撮影していたことから、これからはSNSが絶対に必要になってくるのかなと思ったのですが、SNSの展開はどのようにお考えでしょうか。

○事務局（佐々木経営管理課長） 現在もツイッターやインスタグラムを活用し、動物の様子などを発信しております。また、ユーチューブでも円山動物園専用のページを用意させていただきました。今日のスマイルトークについても後日発信を行いますし、こうして動画が配信できるようになりましたので、先ほどご説明した講演会や園内で行う講義などもユーチューブなどで配信を行い、動物福祉のためにこういうことをしているのだということも含め、発信していきたいと考えています。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○高宮委員 普及啓発のところにパンフレット、リーフレット、解説動画と書かれていますのですが、つくった後、どこにどういうふうに展開するのでしょうか。また、どこの誰に向けてつくるのかは今後お考えになるのでしょうか。というのも、そこを考慮しておかないと、誰に向けて何を伝えたいのか、そのとき、どういう媒体を使うのがよいのかは変わってきますし、届き方もかなり違ってくるのかなと思っています。さらには、それで内容もかなり変わると思うのです。

例えば、動物福祉と言って分かる人にはもっと詳しい話を教えてあげなければいけないですし、そもそも、日頃の生活で動物の2文字なんて考えたことがないという人に対してはそれ以前のことを伝えなければいけないと思うのですが、そうしたご予定やお考えはあるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） スライド27にいろいろな媒体を書いておりますが、まずは、全く何も知らない、聞いたことないといったことを前提にして、誰にでも分かるようなものにしたいと考えております。その中のパンフレットにしても、子ども向けもあるでしょうし、一般の大人向けのものもあるかと思えます。そのように分けて、分かりやすく説明したいと考えております。

動画についても全く分からない方向けに分かりやすい動画をつくりたいと考えておりま

す。実際に興味があって、もっと知りたいという方については、日常、動物園でやっている解説や動画も活用し、その情報をキャッチしていただけるよう、SNSを使い、発信していくことを考えております。

ですから、この媒体に関しましては全く見聞きしたことがない方向けにつくることを計画しているということです。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○相原副議長 普及啓発に関連しての質問です。

先ほどスマイルトークをされた動物科学館の掲示物について見直す予定はありますか。

○事務局（神岡山動物園長） 今後、リフレッシュするためにはどうしたらいいのかについて、札幌市立大学と共同研究をしている段階です。そのため、今、具体的にどうということはないのですが、古くなってきているものもありますので、こういった見せ方がいいのかも含めて考えたいと思っております。

当然、あそこは園内の展示と連動するものでもありますので、そういったことも考えながら進めているところです。

○相原副議長 先ほど、終わった後にじっくりと見てきました。きっと書かれている内容は変わらないと思うのですが、今回、条例ができたことにより、説明の仕方や切り口を変えることによって一貫性が出てきて分かりやすいのかなと思いました。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 スライドの18ページ、条例第5条の市民の責務のところには、日常生活に関し、生物多様性の保全に配慮するという記述があり、市民ができることとして、保全活動への参加と書かれています。

実際、円山動物園では自然や動物に直接関係することはすごく普及されていらっしゃるし、理解を深めてもらおうという取組をたくさんされていると思う一方、大学のエシカル消費論という講義で動物福祉を扱った時、動物福祉という言葉聞いたことがありますかと質問したところ、9割の学生が知りませんでした。

エシカル消費というのは、野生動物の保全といいますか、なぜ絶滅に瀕しているのか、あるいは、種の絶滅が自分の日常とどう関わっているのか、まさにこの条例に書いてあるように、日常との関連性を考えるものです。

動物園として間接的に見えるかもしれないのですが、私はダイレクトにつながっていると思っているのですが、そうした日常生活との関連性について、動物園ならではの切り口でといいますか、動物園だからこそ発信できることがすごくたくさんあるのではないかと考えています。

先ほど、知らないものは保全できないと小菅参与はおっしゃっていましたが、日常との関わりが見えないからそこに興味を持ってもらえないのだと思います。ですから、そこをもうちょっと発信していただきたいのですが、もしお考えがあったら聞かせていただけないでしょうか。

○事務局（小菅参与） 今、有坂委員がおっしゃったとおり、僕らの普段の生活の中で生物多様性や崩壊は頭の表面のところでは感じておらず、実際の生活に入ってしまったら全く抜け落ちていると思っています。だから悪いということではなく、みんながそうだと思うのです。でも、日常においていかにそれを意識して暮らしていくか、それを深めていくのが動物園であり、皆さんと一緒にやれることだと思うのです。

最近、天売島の海鳥の調査と一緒にやっているのですが、年に1回はシンポジウムや特別展もやっています。例えば、天売島周辺にいる漁師ですが、海鳥を引っかけない網、要するに、この網を使ったら海鳥を今までの半分ほどしか引っかけなくなったという研究をして、それを使っているのです。当然、コストがかかりますが、そのコストをみんなで負担しようということで、漁師たちのグループでシールを貼ったのです。そのシールが何を意味するのかが分かったらそれを買うわけです。だって、自然界の中で暮らしている人々も豊かな生活にならないとおかしいではないですか。こういうことも含め、動物園からそういう情報をどんどん出していくのです。このように、人と動物との関わりをしっかりと伝え、現地の人がこういう活動をやっているのだよ、それに賛同しましょうねというメッセージを出していくのです。

今のは天売島の話でしたが、スマトラのゾウの保全をしている人たちなんかもそうです。ゾウがしょっちゅう出てきて、あと数日で稲刈りをするぞというところに来て、むしゃむしゃとみんな食ってしまうのです。バナナもパイナップルもみんなそうです。

そういうとき、ゾウを守りましょうよといって保全の必要性を訴えていても密猟はなくなるのです。今日、先生は密猟の話もしていましたけれども、密猟の根源にあるものは、結局、貧困です。密猟をする人たちをゾウのところまで連れて行ってお金をもらう人がいるのです。そうならないように現実を伝え、動物園として支援できるような活動をしていきたいと考えています。

例えば、ミャンマーからゾウを入れましたが、そのときにはもう計画をしていたのです。円山動物園である程度の資金を集め、ミャンマーで野生ゾウの保全をしているグループ、例えばNPO法人などですが、そういうグループに支援できたらいいなと思って用意していたのです。しかし、ミャンマーがあんな状態になってしまい、我々も連絡が取れなくなってしまいました。これは、ミャンマーだけでなく、東南アジアにそういうところがあったらそこを支援するわけですが、そういう支援をしていますよという表示があると、100円にしても1,000円にしても、参加しやすいではないですか。それに、お金を出したら、変な話ですけども、ものすごく頭に残るのです。そういうようにして自分たちの生活の中に野生動物のことを少しずつ蓄積していくような仕組みが広がっていくと、この条例に書いてあるようなことが少しずつ市民の皆さんとともに実現されていくのではないかなと思っています。そういう活動をこれからもしっかりとやっていきたいと考えています。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○松原委員 13ページの条文の効果ではないのですが、結局、動物園としては調査・研究としてこの三つをやるということですよ。これまで、癒やしや元気回復、生活への応用など、人間のほうの癒やしについては載っていたわけですが、でも、矢印に従って右側に行ったら動物だけになってしまって、動物園に来ることによる人間の癒やしはどこ行ったのかなと感じました。

そして、15ページに行きますと、広報、啓発や講演会、調査・研究、最後に教育活動とあるのですが、これは動物園の活動を啓発する一つのデザインであり、その中身だと思うのです。人間の今の社会をちょっと皮肉ると、どちらかというと、ちょっと息苦しい閉塞社会になっているという背景の中、動物園で動物の福祉向上に取り組むと。

パンフレットなどを見ていると、人間福祉への効果というのは、コメントとしてはどこかには入るのだろうけれども、それは一つの教育活動の中身ですよ。世の中が高齢化社会にますます進んでいくとき、動物園が発するものを、あるいは、動物園に来て感じる、触って感じる、空気感で感じる、開放感を感じる、そういう効果についてはここに入っているのか、そんな疑問に駆られたのです。

動物園の使命だけをしゃべる啓発や講演であっては困るわけです。余白は見えないのですけれども、先ほど言ったこれまでの人間の癒やし、元気回復、生活への応用に加え、人間の生きる希望になるということも動物園に来ることによって感じるのだということデザインに入れたほうがいいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局（神岡山動物園長） 13ページをご覧ください。

私もこれを最初に見たとき、ん？と思ったのですが、癒やしや元気回復など、そうした人間側へのことをやめるということではなく、これもしっかりやりながら野生動物の保全や保全への行動変容をしましょうということなのです。ですから、おっしゃられたことも今までどおりしっかりとやり、充実していく上で、13ページの右側のとおり、今後はプラスアルファでやっていくということです。

いろいろな発信の際やこれからパンフレットをつくる時も、今のような誤解のないよう、これまで動物園で行ってきたことはしっかりやっていくことが分かるようにしたいと思います。当然、癒やしの空間でありますし、ここに来て和やかなになるということもあるかと思っています。そういうところだからこそ、動物園というのはいろいろなことが学べる場だとも思っているのです。楽しくある中で何かを持ち帰ってもらいたいと思っていて、癒やしの部分はしっかりとやっていきたいと思っています。

○吉中議長 とても重要なポイントですよ。動物園というのは、楽しいからこそみんなが来てくれるわけです。

例えば、16ページの動物が生き生きと暮らす様子を見ることができるとというのが条例の制定効果になっていますけれども、だからこそ来てくれた人の癒やし効果もまた増していくという好循環になっていけばいいのかなと思っています。

そのほかにいかがでしょうか。

○河合委員 先ほどの市民の日常生活との関わりをどのようにつなげるかという有坂委員の意見と今の松原委員の意見を聞いて考えたのですけれども、条例ができたことによって福祉についても考えられ、ちゃんと飼われているということになると、見たら癒やされるのだらうと思うのですけれども、遠い存在にならないようにしたほうがいいなと思いました。

例えば、オランウータンやゾウなど、そういうシンボリックな生き物もすごく大事だと思うのですけれども、市民に身近な動物についても福祉を考えた展示にすることはもちろん、癒やしのほか、身近に動物を感じられるようにしたほうがいいのかなと思います。

札幌市で見られるようなキツネやリスやヒグマが身近にあるのだといいますか、そういうことを示していくことでこの条例ができたことによって遠い存在にならないようにする一歩かなと思ったので、意見を言わせていただきました。

○事務局（神田山動物園長） まさに今ご指摘があったとおり、円山動物園でも、特に、北海道、札幌の野生動物について、しっかり視点を当てて飼育をしながら見せていきたいと思っています。

最近では、エゾタヌキをそばで見せたり、外来種ではありますけれども、今、アライグマをそのように見せるような準備もしていますし、エゾリスについても魅力のある展示の仕方なり解説なりをしたいと思っています。

また、保全活動も含め、ザリガニもそうですけれども、海鳥も含めて、北海道の野生動物のうち、これまで足りていなかったものについて、皆さんにそういったことを知っていただく展示にしていきたいと思っています。

○吉中議長 次の議題二つも条例の関係ですので、そちらに移りたいと思います。その中でご質問等やご意見をいただければと思います。

次に、3の円山動物園の動物福祉規程（案）及び認定制度（案）の諮問についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（神田山動物園長） それでは、説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。

動物園条例第23条第2項の規定に基づいて、札幌市長から、市民動物園会議に対し、認定制度案及び円山動物園の動物福祉規程の作成について諮問させていただきたく、この資料をお配りしておりますけれども、読み上げさせていただきます。

市民動物園会議委員長吉中厚裕様。

諮問。

札幌市動物園条例第23条第2項に基づき、下記のとおり市民動物園会議に諮問します。

1、諮問事項。

（1）動物園条例第8条に基づく、動物福祉規程（案）について。

（2）動物園条例第10条に基づく、認定動物園制度に係る認定要件及び助成制度（案）等について。

この2点の事項を諮問させていただきます。

諮問理由につきましては、ここに書かれていますとおりです。

○吉中議長 お手元の資料3-1ということで、先ほどご説明があったとおり、この市民動物園会議の位置づけが条例に基づくものとなりました。そして、条例の第8条及び第10条に基づき、先ほどご説明のあった動物福祉規程、認定動物園制度に係る認定要件、それへの助成制度の案について、動物園会議で議論をしてほしいという諮問を受けました。引き続き皆さんのご協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここで議論をした上で札幌市長に対して答申することになるかと思えます。

さて、この諮問を受けた後、市民動物園会議でどう議論をしていくのかです。

事務局からご説明をいただけますでしょうか。

○事務局（藤崎経営係長） それでは、部会の設置等についてご説明させていただきます。

資料3-2をご覧ください。

スライドの2枚目の下のほうに記載しておりますけれども、市民動物園会議への諮問を踏まえまして、市民動物園会議への部会の設置と部会の分担事務、部会の決議を市民動物園会議の決議とすることができる事項の3点について、事務局案をお示しいたします。

資料を1枚めくっていただきまして、スライドの3枚目をご覧ください。

先ほどの動物園条例の説明の中でも出てきましたけれども、市民動物園会議は、こちらの（1）から（5）の項目について、市長の諮問に応じて調査、審議等を行い、意見を述べていただくということが条例で定められています。

スライドの4枚目になりますけれども、これらの項目を具体的にこれから調査、審議をしていただくために、市民動物園会議の下に円山動物園動物福祉部会と認定動物園支援事業部会の二つの部会を設置したいと考えております。

まず、動物福祉部会では、円山動物園の動物福祉規程の制定と改正について、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組についての評価、野生動物と直接接触する機会の提供に係る審議を分担していただき、支援事業部会では動物園に係る施策として認定制度等の検討と認定動物園の認定、認定動物園に対する助成の審査について分担することとしたいと考えております。

次に、スライドの5枚目をご覧ください。

動物園条例の第23条第10項では、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることができるものと定められております。

二つの部会では、動物福祉規程や認定動物園に関する様々な検討や評価などを行っていただくこととなりますけれども、それぞれの専門家が集まった部会で審議したものについて、その都度、本会議を開催して決議することになりますと、審議の内容が重複したり、決議までの時間がかかることが想定されます。そこで、審議の効率化と迅速化を図るため、部会の分担する事務のうち、特に専門性の高いものとしまして、こちらに記載してござい

すけれども、動物福祉部会では、野生動物と直接接触する機会の提供に係る審議と円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組についての評価、支援事業部会では、認定動物園が認定要件を満たしているかの審査と認定動物園が助成要件を満たしているかの審査に関することについて、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることとしたいと考えております。

なお、部会で決議した結果については直近の本会議で報告することとしたいと考えているところです。

続きまして、スライドの6枚目をご覧ください。

部会の委員構成につきましては、動物福祉部会と支援事業部会ともに市民動物園会議の委員1名と臨時委員4名の5名で構成し、動物福祉部会については動物園における動物福祉関係の有識者の方と獣医学の分野の方を想定しております。また、支援事業部会については生物多様性、動物園、水族館、環境教育や環境保全活動、野生動物調査研究の各分野の方を想定しております。

次に、スライドの7枚目をご覧ください。

今後の会議スケジュールについてです。

各部会では来月7月から動物福祉規程や認定制度の策定についてご検討をいただく予定です。検討された内容につきましては、9月または10月に本会議を開催し、中間報告を行っていただき、最終的な内容については12月に開催する本会議でご審議をいただければと考えております。

本会議で動物福祉規程と認定制度についてご了承をいただきましたら、来年1月から認定制度の運用をスタートさせ、来年度の早い時期には認定動物園に対する助成制度もスタートできるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、こちらの表では助成受付が3月からとなっております。しかし、来年春に統一地方選がありまして、市長選挙も予定されております。市長選がある年の予算については、政策的な予算を選挙の後で編成することになっておりますので、もし助成制度の関係の予算が政策的なものとなった場合は、この表のスケジュールから先送りするといえますか、6月以降に助成受付がスタートする可能性もあるのですけれども、来年度のできるだけ早い時期から助成制度をスタートさせたいと考えております。

動物福祉規程に基づく取組の実践につきましては、認定制度と同様、年明けから進めていく予定です。また、来年5月には令和5年度の第1回目の本会議の開催を予定しているところです。

○吉中議長 市民動物園会議の下に二つの部会を設置し、議論を進めていきたいというご提案でした。スライドの4枚目のおり、市民動物園会議の下に円山動物園動物福祉部会、認定動物園支援事業部会という二つの部会を設けるということです。また、それぞれについて、今後、7枚目のスライドのように進めていくというご説明でした。

進め方等について何かご質問等はございませんか。

○高松委員 一般市民としての質問です。

スライドの3枚目の(5)の認定動物園に対する助成、今後の会議スケジュールの助成受付の助成についてですけれども、これは助成金なのでしょうか。また、助成金だとしたら、北海道なのか、札幌市なのか、どこからの助成金で、それは誰が決めるのかです。こちら側が助成してください、助成金をくださいと伝えるのか、それとも、札幌市か北海道にこういう助成金があるので、申請してくださいというものなのか、そこが分からなかったもので、説明をいただけたらと思います。

○事務局(佐々木経営管理課長) 助成制度についての具体的な中身はこれからの議論になりますが、今想定しているのは、今回の条例制定を機に設けました動物園応援基金を活用し、助成金を出したいと考えているところです。

認定動物園ということで、認定された動物園が行う活動、これはハード面というよりソフト面で、生物多様性の保全や野生動物の保護など、いろいろな活動があると思うのですけれども、そういう活動を行うための札幌市からの資金の助成ということです。

○高松委員 認定動物園に対する助成なので、円山動物園以外の北海道内か札幌市内の名のり出たところの動物園ということですか。

○事務局(佐々木経営管理課長) 今回は、札幌市の条例に基づいた認定動物園になりますので、札幌市内の施設となります。

○高松委員 そこに助成をするというのは、名のり出たところに助成金を払うということですか。

○事務局(佐々木経営管理課長) まず、今回の条例に基づいた認定動物園、この認定動物園の対象についても今後の部会でご検討をしていただきたいと思いますが、まずはこういうところを認定動物園にしますという要件を決めていただいて、私たちはそれを目指すといった施設に手を挙げていただきましたら、そこを審査し、決定します。

そこが自分たちとしてはこういう活動をしたいので、助成をしてくださいということで手を挙げましたら、その内容についてまた審査をしていただいた上で、札幌市からそこに対して助成をするという流れになります。

○吉中議長 他にいかがでしょうか。

○滝口委員 部会の設置等について全く異議はございません。ただ、動物福祉規程なるものをつくるのはハードルが結構高いなと感じております。動物園条例を定めたのは札幌市が初めてということでしたが、動物福祉規程のモデルになるような成文化されたものというのは既に存在するのでしょうか。

○事務局(神円山動物園長) 日本動物園水族館協会において、今、動物福祉規程なるものを準備していますので、そういったものを参考にしたいとは思ってしまして、その検討に入っている方を委員に考えています。また、京都市動物園も動物福祉についてはかなり先行していますので、そこからもお話を聞かせていただこうと考えています。

○滝口委員 今回の取組がものすごく影響すると思われるのは、例えば、動物を飼育し

ている小学校です。というのも、根拠がどこにあるのかが非常に重要になってくると思いましたが、お伺いしたのです。

例えば、先ほどのオランウータンの飼育施設は、高さが3メートルから8メートルになるというご説明がございましたけれども、それは何かの根拠があって8メートルにしているのですか。

○事務局（小菅参与） あれには根拠はないです。実際には30メートルぐらいのところにもオランウータンはいます。普通、この辺りにいるよなというのでも15メートル前後です。それに、この地域では建物の高さがいくらと何かで決まっているのです。僕は、もっと高くしたほうがいいと言ったのですけれども、あれでこの公園内に造れる建物の最大の高さなのです。

○滝口委員 そうなりますと、動物福祉規程を造るとき、精神論的には造れるとは思いますが、実際に造ったものが本当に適切なのかどうかも考えなければいけないですし、今の話だと、8メートルに根拠がないとなると、それで本当に適切な施設なのかどうかの判断ができなくなってしまうのではないかなと思います。

良好な動物福祉の保全に努めるという精神論的な文章には誰も反対しないと思うのですが、各動物に適合できるような、例えば、何平米だとか、何メートルだとか、そういうものがどこまで落とし込めるのか、非常に難しいのかなと思いました。

○事務局（小菅参与） 不可能だと思います。というのは、海外でやっているゾウなら1頭当たりいくらというのにも根拠は何もありません。実際のゾウの移動距離を考えたら、アメリカでもヨーロッパでも、とても動物園の中で彼らが活動している面積は確保できません。だから、現状の中でどこまで彼らの良好な動物福祉に配慮した施設ができるのか、限られた施設の中で彼らの身体的・精神的福祉をどのように向上させていくのかということにならざるを得ないのです。

それもあって、委員のおっしゃったように、数字でびしびしといくものではなくて、精神論みたいなものがかなり大きいと思います。でも、それがどんどんと積み重なっていきますと、最低でもこのぐらいならいいよねという数字が後になって出てくると思うのです。

○滝口委員 私が懸念するのは、京都など、日本国内のいろいろな動物園関係者が集まってこの規程を作ったとしても、英語版で配信すれば海外の人の目にも留まるわけですよ。そういったときに、動物福祉の先進国であるイギリスなどから、何だこれはというようなことを言われる可能性があると思うのです。

やはり、こういったものを作り、しっかりとやっていくということになれば、内向きな議論で、国内の動物園でまとまって、悪い言い方をすれば、自分たちの都合に合わせたものをつくってしまうと第2のウッチーの事件に繋がりがねないのかなという気がするので、やはり、しっかりと根拠を示す必要があるのかなと思った次第です。

○事務局（小菅参与） 委員のご心配はごもっともですけれども、動物福祉規程にしても、作りました後も常に見直しはかけます。

○滝口委員 もちろん、そうなると思うのですけれどもね。

○事務局（小菅参与） だから、そうやっていく中で諸外国からの知見をどんどんと集めていき、さらにここまでできるというふうにして良好な動物福祉の確保のために努力していくとならざるを得ないと思います。

ただ、見るポイントはあります。面積や高さばかりではなく、その動物がどのような行動をしたのかです。例えば、オランウータンが高いところに行って、スウェイと言うのですけれども、樹を揺らしながら、しなるその樹に体を乗せて移動していくのです。そういうオランウータン独自の行動ができているかなど、そういうものをチェックしていくことになると思うのです。

○滝口委員 例えば、動物愛護の団体の方などは数字を根拠に攻めてくることが予想されるので、理論武装といいますか、その根拠が非常に重要になってくると私は思います。

○事務局（小菅参与） 動物愛護と福祉は全く違いますから。

○滝口委員 全く違いますけれども、こういうものを成文化した場合は世の中にさらされるわけですから、そういう質問を受ける可能性も十分にあるということです。

○事務局（神岡山動物園長） 大きな話からお話ししますと、世界動物園水族館協会—WAZAでは、動物福祉規程を設け、それを審査、監査するという体制を整えています。円山動物園はWAZAには加盟していませんけれども、日本では、上野動物園など、何園かはWAZAに加盟しています。また、WAZAでは2023年までに動物福祉規程を設け、評価をしなさいと言っているのですが、私たちとしては、それを見て、世界基準に合った動物福祉規程としたいと考えております。

その中身がどうなっているかはまだ分かりませんが、世界に通じるものです。ただ、日本には日本の文化がありますので、それを反映したものを整理することになるわけですが、それを見ながら円山動物園も作っていきたいということです。

ですから、今ご心配されていたことですが、日本の動物園がWAZAの基準をどう満たしていくかという中で進めていくことになると思います。

○吉中議長 中身の話になってしまいましたけれども、まずは二つの部会を市民動物園会議の下に設けて、先ほど諮問いただきました規程、あるいは、認定動物園制度の認定の仕組みなどを部会で議論し、なおかつ、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とするという進め方についてはご了解をいただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中議長 具体的なこと、今、滝口先生からご指摘があったようなことはこれから部会でしっかりと議論していく必要があるかと思います。

他にいかがでしょうか。

○有坂委員 私もこの案については特に異議はないのですけれども、動物福祉についてです。

先ほど滝口委員もおっしゃっていましたが、動物福祉は、それこそ、イギリスなど、海

外のほうが先進的にやられていますよね。私の理解では、動物福祉は家畜動物の扱いからスタートしたと思っています。今回は、動物園ですから、野生動物の動物福祉ですが、条例でも日常とのつながりという意味で、家畜やペットの動物福祉も関わると思います。ですから、家畜動物の「動物の五つの自由」なども基準にしながら動物園での動物福祉も検討されるだろうと思いますので、野生動物に限らず、動物福祉全般についても一緒に動物園で考えていけるといいのではないかと思います。

私たちが日常食べたり飲んだりしている家畜動物の扱いにも市民に関心を寄せてもらえるような円山動物園としての動物福祉の発信の仕方もあるのかなということです。逆に、家畜動物の動物福祉の在り方から野生動物の動物福祉を考えるとというように、相互に連携できる場所があるのかなと思ったので、野生動物に限らず、動物福祉について検討してもらえるといいのかなと思いました。

○事務局（小菅参与） 今、有坂委員がおっしゃったとおり、もともと、動物福祉というのは家畜の世界でずっとやられてきたことです。飼育されているということは家畜に類するということが動物園動物の福祉ということが今盛んに言われてきて、その基準をどうしようかということになったのです。

ただ、同じように扱えるかというとなかなか難しいです。というのは、家畜の動物福祉といったとき、例えば、生産される乳量にどう影響するか、肉質にどう影響するか、食味にどう影響するかなど、そちらが目的になっているのです。

○有坂委員 動物の五つの自由を見るとそこまでは細かく言及されていなくて、肉体的な不自由や精神的な不自由をさせないというものですよね。この動物の五つの自由を見ると両方に当てはまることかなと思ったのです。

相互で学べる場所があるというか、生活に関わっているところでもあるので、動物福祉を考えるとというとき、野生動物のことだけではなく、日常、私たちが飲み食いしている家畜動物を考えることにもつながるといいますか、命を扱うという意味ではそういうこともできるのではないかと思います。

○事務局（小菅参与） それをやるとしたら、うちでいえば、家畜を扱っていることも動物園でならできるかもしれません。でも、野生動物を展示しているところではどうかです。動物の五つの自由を僕も読みましたけれども、当たり前過ぎて、ぴんどこないのです。それに、野生動物をあのレベルで収めたらいけないのです。

例えば、こども動物園では家畜も結構飼っています。そこでは、今おっしゃったように、動物福祉に配慮し、良好な動物福祉を持つために家畜の世界ではやられていて、私たちはそれをちゃんと実践していますよとは言えますけれども、それと一緒にして、動物園動物も同じようにというのはちょっと難しいかなと思います。

もちろん、これは私の意見であって、この部会において、いや、それはやるべきだと言ったとき、それに対して私から絶対に駄目だなんて言うことはありません。

○有坂委員 それを一緒にしたら多分混乱すると思うので、今、小菅参与がおっしゃった

みたいに適切に伝える場所というのはあると思うのですがけれども、家畜やペットのような動物が円山動物園にもいるので、そこから日頃私たちが食べているものの命を考えるとすることはできるのかなということです。そういうことは普段考えることができないというか、発信する場がないと思うのです。

○事務局（小菅参与） それは動物園としてはかなり意識します。旭山動物園で家畜を飼っている施設を何と言うかを知っていますか。ここではこども動物園ですが、旭山動物園は、私がつくったとき、こども牧場としたのです。牧場だから家畜がいるのだ、ペットがいるのだということです。

これは、私たちが利用するためのところだということで明確に野生動物と分けているのです。そういうように、展示も含め、意識的に分けているところだったらそういう活動ができます。ここでも、リスザルなどを除けば、ほとんど家畜なので、そこを使って今提案していただいたことをやるといったら、うちの職員もきっと喜んでやると思いますし、やっていけるのではないかなというような気がします。

ただ、僕の感じでは決して一緒のものではないだろうと思っています。

○有坂委員 私もそうとは思っていません。

○吉中議長 今の有坂委員からのご意見は、市民動物園会議の委員としてのご意見ですので、これから部会で議論していく中で参考にさせていただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今、中身について、どういうことを議論すべきか、どういう視野で議論すべきかにまで話が及びましたけれども、先ほどご説明をいただいた資料のスライドの4枚目の分担事務、6枚目の実際に部会にどういう方に入っていただくのかということと大きく関係してくるのかなと思います。

6ページですが、動物福祉部会には、この動物園会議から1名、臨時委員が4名、支援事業部会には、動物園会議から1名、臨時委員が4名というご提案です。臨時委員を含め、どういう方に部会に入っていただくのか、大まかな分野だけではありますけれども、右側に示されております。

これについては何かご意見等はございませんか。

○高宮委員 どちらもかなり動物に偏っていらっしゃる方々をイメージされているのかなと思いました。先ほどの議論を聞いていますと、動物福祉部会では、今、人間が建てられる建物の中で動物福祉をどこまで実現していくかのような議論になると思うのですが、私は詳しくないのですが、建築基準法など、法令を理解されている方や建物を建てることに関する知見が深い方に入っていただいたほうがいいのではないかなと思いました。というのは、結局、議論を進め、実際にやろうとしたとき、こういう制度がありましたので、もう一回検討しますというような話にならないのかなと思ったからです。

また、支援事業部会には経営的なことも見られるような知見のある方を入れたほうがいいのかなと思いました。あまりないとは思っているのですが、性悪説に立ったとき、助成

を受けたいですと手を挙げたところが実際は経営が厳しくてというような裏側の背景があったからということもあるのではないかと思うからで、純粋な認定動物園になりたいというお話の裏にほの暗い何かがあるのかということを見ていただけるのかなと思ったのです。

また、どういう助成要件にするのかはこれから検討されると思うのですが、経営的な側面といいますか、決算が厳しく、見る方が見たら数年以内に危ないのではないかというようにところに助成を出したところで果たして意味があるのかとも思うのです。

そこがメインでないのは分かっているのですが、そこに関してもある程度のアドバイスができる方が必要なのかなと思いました。

○吉中議長 それでは、事務局で具体的な部会の構成委員の案についてのお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○事務局（佐々木経営管理課長） 現在、臨時委員の候補について調整を進めているところですが、今の高宮委員のお話につきましても、動物福祉部会にしる、支援事業部会にしる、事務局として円山動物園が入りまして、建築基準法の関係も含め、本当にその専門家が 필요한のかについては、動物園側からアドバイスし、それを踏まえて専門家の方が議論するということもあるかと思えます。今のお話は参考にさせていただきつつ、今後とも臨時委員の人選を引き続き進めさせていただきたいと思いますが、市民動物園会議からそれぞれ1名に所属いただきたいと考えている方について、事務局から提案をさせていただきます。

動物福祉部会については、獣医学の専門家であります滝口先生にお願いし、支援事業部会については、生物多様性等の専門家でございます吉中先生に、お願いをしたいと考えております。

また、臨時委員については、こちらに書かせていただいている専門分野から、後日、適任者の方に委嘱し、吉中委員長に各部会への所属を指名していただく形を取りたいと考えております。

○吉中議長 事務局からのご説明でしたが、いかがでしょうか。

今皆さんからいただいたご意見は、先ほど申し上げたとおり、部会の臨時委員の選定のときに参考にさせていただき、一番適切な方を選任することに努めたいと思いますが、そのように進めることでご了解をいただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中議長 どうぞよろしくお願いいたします。

部会での決議を市民動物園会議の決議とするということですがけれども、随時、市民動物園会議で進捗状況等をご報告させていただきながら、皆さんのご意見をさらに承って進めたいと思います。滝口委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間もどんどん押してきておりますので、次の議題に移ります。

4の動物園応援基金の設置についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（藤崎経営係長） 動物園応援基金の設置についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

動物園応援基金は、このたびの動物園条例の制定に伴い設置されたものですけれども、左側が動物園条例の制定前を、右側が条例の制定後を示したものです。

これまでの条例の制定前は、円山動物園を支援するために一般の方や企業、団体の方からいただいた寄附金の受入れ先としまして、札幌市と、円山動物園の支援団体である円山動物園サポートクラブという団体の二つがありました。これまで札幌市にいただいた寄附金については、飼料の購入や光熱水費など、円山動物園の様々な運営費に充てております。また、サポートクラブにいただいた寄付金は、小規模な獣舎の改修など、動物の飼育環境の改善に資する経費へ充てており、最近実施したものではホッキョクグマのプールの段差改修などがございます。

次に、条例の制定後になります。右側ですが、寄附金の受入れ先は、これまでの札幌市と円山動物園サポートクラブに加え、動物園応援基金が新たに加わることになります。動物園応援基金では、一般の方や企業、団体の方からの寄附金を受け入れることになるのですけれども、これ以外に、札幌市にいただいたふるさと納税のうち、寄附金の使途について、寄附をいただくときにホームページ上で選択できるのですけれども、その中から円山動物園への支援を選んでいただいた分が動物園応援基金に積み立てられます。

これまで円山動物園の支援のためにいただいたふるさと納税の金額についてですが、令和2年度が1,791万円であり、令和3年度は、まだ決算の確定前ですけれども、6,512万円と大幅に増えている状況です。そして、令和4年度は、先ほど予算のところでも最初にご説明しましたとおり、1億円をふるさと納税での動物園分として充てることを見込んでいるところです。

今後は、動物園応援基金に積み立てられた寄附金については、円山動物園における大規模な施設などの建設費、あるいは、認定動物園の助成費などへも充てることを考えております。

円山動物園では、札幌市と動物園応援基金、そして、円山動物園サポートクラブに対しまして、今後も多くのご寄附をいただけるよう、周知、PRの取組を行いまして、いただいた寄附金につきましては、動物園の運営や施設の整備などの費用のほか、認定動物園の支援などに有効に活用してまいりたいと考えているところです。

○吉中議長 資料4に基づいてご説明をいただきましたが、何かご不明の点等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、こういうこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中議長 たくさん集まることを期待しますし、協力できることについては皆さんもよろしくお願いたします。

続きまして、5の新着・出産・転出等動物についてに移ります。

ご説明をよろしく願いいたします。

○事務局（植田動物診療担当課長） それでは、資料5をご覧ください。

新着・出産・転出等の動物について記載しております。

前回の会議でご紹介いたしました報告の後となりますので、11月14日から今年の6月12日までのものとなります。全てご説明すると時間がかかりますので、太字の部分を抜き出してご説明いたします。

まず、転入の動物についてです。

5月11日に調査研究のために捕獲したクロオオブラコウモリ雄4点、雌3点が転入しております。これは展示していませんが、現時点では飼育しながら生態を調べているところです。この動物は研究されているのですけれども、まだ少なく、分布や生態に不明な点はまだ多い動物です。

ただ、裏面の死亡の最後のほうになりますが、このうち、3点が死亡しておりまして、飼育方法が適正かどうか、捕獲したときの年齢や健康状態なども関係している可能性があるのですが、そういったことを踏まえ、今後の残った4点の飼育に生かしていきたいと考えております。

次ですが、6月12日にアライグマの雌の幼齢個体が仲間入りしております。道内では農作物被害対策として多数のアライグマが捕獲されていますけれども、共和町で捕獲されたものを譲り受けたもので、現在は、検疫を経まして、健康診断を行ったり、展示場に慣らせたりというような準備をしているところです。この後、死亡のところでご説明いたしますが、1頭おりましたアライグマが1月に死亡し、不在となっていたところでしたが、今回新たな導入ができたということです。

転出については、この期間にはなかったもので、表にはございません。ご了承ください。

次に、2番の繁殖動物のご説明をいたします。

4月12日と15日にシマフクロウが誕生しております。性別はまだ分かっておりませんが、もう少し後の安定した時期にDNA検査などで確認できるのではないかと考えています。2016年からシマフクロウのペアリングをしており、担当している職員の努力も実りまして、昨年に初めて無事ふ化しました。今年で2年連続のシマフクロウの繁殖成功となりました。

次ですが、6月12日にエゾモモンガの仔2点が確認できております。性別はまだ不明です。生まれたのは6月12日よりも前になるのですが、巣から出て確認できたのがこの日となります。実は、2年間ほど生まれていない期間があったのですが、昨年、旭山動物園から雌を導入することができまして、今年再び繁殖することができました。

次に、死亡動物です。

1月19日、先ほど申し上げましたが、長い期間飼育しておりましたアライグマの雌個体が肺炎で死亡しております。捕獲された個体ですので、正確な年齢は分からないのです

が、寿命が約10年と言われているところ、飼育期間が12年以上となりましたので、長生きしてくれたと言えます。アライグマは外来生物で、来園者の方々への説明の際にも特別の動物でしたけれども、ご存じのように、餌を洗うような動作などが特徴的で、大変人気もあった動物でしたので、残念な死亡でした。

次ですが、2月13日にライオンの雄のリッキーが急性胆のう炎で死亡しております。こちらもとても人気のあった動物でした。ただ、19歳というのはかなりの高齢となります。そのため、食欲を落としたりということが続いていながらも、元気な様子で頑張ってくれていたのですが、残念ながら死亡しております。

次ですが、3月23日にシロフクロウの雄が肝不全と腹膜炎で死亡しております。

昨年7月に帯広市動物園からこちらに参りまして、以前より飼育していた雌と同居していたところでした。フクロウとタカの森の建物の中で印象的な白い姿を見せておりましたけれども、残念ながら体調を崩し、死亡に至っております。

こちらはまだ若い個体でしたので、捕まえられることに慣れていないようなところもあり、十分なことができなかつたところもあったのですが、大切な動物を救うことができず、死なせてしまいまして、おわびしたいと思っております。

次ですが、5月3日にシンリンオオカミの雄ジェイが神経系の疾患で死亡しております。

神経系と申し上げましたが、後ろ足が麻痺して立てないような状況で、全身状態が悪化していき、死に至ったところでした。17歳でした。寿命は約15年と言われておりますので、長生きしてくれたこととなります。当園では3頭の仔をもうけておられます。この間、皮膚の腫瘍などの手術を2019年と2020年に行い、そのたびに回復して元気になってくれていたところでした。ジェイも非常に人気があったのですが、残念ながら死亡して、当園のシンリンオオカミは不在となっております。

以上、高齢動物が多く、ご覧のとおり、死亡数が非常に多い状況ではございますが、飼育している動物には、様々なライフステージの動物がいる状況で、それぞれに適した飼育方法やケアの方法を慎重に選んで飼育していこうと思っております。

なお、前半にご説明しましたけれども、繁殖の成果が出ているものもございます。まだまだ進めなければならないのですが、繁殖にも取り組んでいるところですので、これからもよろしくお願ひします。

○吉中議長 今のご説明に対しましてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○太田委員 私の記憶が定かではないので、正しい情報ではないかもしれませんが、エゾユキウサギが脱走しましたよね。そのニュースを聞いて、私としては、えっ、動物園でもそういうことがあるのだと結構な衝撃を受けたのです。

もちろん、その後、対策されたと思うのですが、今年はかなり異常気象が多く、すごい大雪が降ったりしましたよね。今後も想定されないような事態が起きると思うのですけれども、そういうときにどのような対策をされるのでしょうか。例えば、異常事象が起きたときや天災があったときなど、そういうときに動物を守るためにどういうふうにしていき

たいのか、エゾユキウサギの脱走のことも含め、お伺いできればと思います。

○事務局（植田動物診療担当課長） エゾユキウサギの死亡については1月17日の死亡の欄に載っているものです。

災害などの規模にもよるかと思いますが、今年脱走して死亡してしまったものについては、避けられないような規模の状況ではなかったと言えると思います。ですから、今後は雪などでの脱走がないようにということで、飼育場の形を保つ手段や構造自体の工夫も既に施しておりますので、同じような規模のものについては必ず防いでいく考えております。

大地震などで建物自体が壊れてしまうようなものであれば、それでも逃してはいけないのですけれども、また別なレベルになろうかなとは思いますが、いろいろなレベルのアクセシビリティになるべく対応できるようにふだんから考えているところであります。

○太田委員 もう一点です。

シンリンオオカミのジェイが亡くなる時、ホームページやツイッターなどで、今こういう状態ですよと結構発信してくださっていましたよね。私は、それを見て、動物が最後の命を閉じていく様子を知らされてすごく勉強になりましたし、死を迎える動物に思いをはせることができてすごくよかったなと思っています。

こういうふうに動物がゆっくり弱っていく、ゆっくり亡くなるというのはあまりないのかもしれないですが、もしこういう状況が起きても同じように情報発信をしてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（植田動物診療担当課長） 努力させていただきたいと思います。

○吉中議長 他にいかがでしょうか。

○松原委員 僕からもシンリンオオカミのジェイについてです。

亡くなる2年くらい前、町内会の方から非常に美男子のオオカミがいると言われて、その言葉に誘われて見学したのですよ。もう圧倒されましたね。ただ、僕が見た何年前にはもう一頭いたのだよとここのボランティアの方か誰かに言われたのですが、それはどこかにリリースしたというようなことで、今はこの美男子がひとりになってしまったのだよというちょっと寂しい話を聞いたのです。

オオカミというのは、テレビでしか知らないのだけれども、集団で狩りをするではないですか。そういう意味では、1頭で飼うというのはどうなのでしょう。先ほどいろいろな動物の種類やタイプによってとありましたが、つがいで飼うなど、配慮するところはいろいろとあったと思うのですが、何かエピソードみたいなものがありますか。

○事務局（植田動物診療担当課長） ご指摘のとおり、グループで生活している動物ですので、雄のジェイ1頭で飼育されている状態というのはそういった意味では望ましくない状態で、複数で飼えることが理想でありました。

以前はあの場所ですずっと飼育してきたわけですが、当然のことながら、頭数が多ければもっと広い面積が望ましいという考えに変わってきており、そう認識されているところもあります。

ただ、今後、飼育していく動物種について、いくつかの区分を作っているわけですが、シンリンオオカミについては残念ながら円山動物園で飼育するのが適当かどうかといえますと、積極的な部類には入れていない状況でした。

そのスペースが空いていますけれども、そこをどう活用していくかは現在検討中ということで、ご理解をいただければと思います。

○吉中議長 そのほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、この議題は以上で終わります。

次に、6のその他ですが、もし事務局から何かありましたらお願いいたします。

○事務局（藤崎経営係長） 今回、園内で実施しているアンケートについてご報告させていただきたいと思います。

資料6をご覧ください。

円山動物園では、来園者の方の満足度、ご意見やご要望を把握するため、毎月2回、合計100名の方を対象としたアンケートを実施しております。

1枚目が実際に配付しているアンケート用紙になります。アンケートに関しましては、前回の市民動物園会議で高宮委員から、円山動物園を他の人に勧めたいでしょうかというような項目を設定することについて、アドバイスをいただいております。こちらを園内で検討いたしまして、今年4月、新年度のアンケートから項目を追加することといたしましたので、ご報告させていただきたいと思います。

具体的にはアンケート用紙の5番の項目ですけれども、「円山動物園を他の人に勧めたいと思いますか？」という質問で、選択肢は「とても思う」「思う」「思わない」「全く思わない」であり、その理由を自由に記載していただくというようなスタイルです。

2枚目は、アンケートの直近の5月分の集計結果となります。

その1ページ一番下が追加した「円山動物園を他の人に勧めたいと思いますか？」という問いの集計結果であり、結果としては、「とても思う」が37%、「思う」が27%、「思わない」が1%、無回答が35%でした。「とても思う」と「思う」を合計しますと64%となっております。

次のページの下の方には、以前から調査している項目で、円山動物園の満足度について、展示されている動物や動物の解説板などについても載せているのですが、こちらについては「とても満足」と「満足」の合計が従来から9割ぐらいは超えておりました。しかし、今回新しく追加した問いは「とても思う」と「思う」を足しても64%ということで、結果に違いが見られました。

ちなみに、この問いは4月から追加したのですけれども、4月は、「とても思う」が34%、「思う」が28%で、足しても62%となっております。また、「全く思わない」が1%、無回答が37%ということで、4月も5月も無回答の割合がほかの項目よりも多くなっております。この理由の分析はまだできていないのですけれども、今後の推移を注視

してまいりたいと考えているところです。

○吉中議長 何かご質問やご意見はありませんか。

○有坂委員 この結果を受け、円山動物園から回答というか、返信はしたのでしょうか。中には質問や意見があるように思うのです。中身によっては、円山動物園としてはこうしたから、そこはこうなっているだと言いたくなるようなものもあるのかなと思ったのですが、アンケートの結果に対し、反応する機会はあるのでしょうか。

○事務局（神円山動物園長） 今はそういう場がないというのが回答になります。

いただいたものを内部で分析はします。また、自由意見については、すぐにできるものはしていきますし、時間がかかるものについてもしっかりと検討していきたいと思っています。また、言いたいことがあるものもあります。例えば、ホームページのFAQなんかで、よくある質問に対して書いていくというものがあれば、やれるのかなとは思っています。

○有坂委員 何か反応されるとより関心を持っていただけるのかなと思って質問してみました。

○吉中議長 またデータも集まってくると思いますので、それをどう生かし、どうPRに使っていくのか、意見をいただいた方にどう返していけばいいのかについてはご検討をいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○高宮委員 私が前回お話をさせていただいた項目を入れていただいて、ありがとうございます。

ただ、気になったのは割と無回答が多いということです。入場者数から意見者数100で割ったとき、来場者のどれぐらいの回答率になるかを考えますと、多分、すごく低いですよ。それにより偏ったデータにならないかなと心配です。

また、その中でさらに無回答の割合がかなり高くなるので、これが本当に来場者の意見になっているのか、今後、様子を伺うのに注力するということだったのですけれども、そこから見直さないと怖いのかなと思っています。

すごく限られたターゲットに対して質問し、すごく偏った回答だった場合、そのほかの八、九割以上の方とずれる可能性がすごくあるのですよね。以前にデータをいただいたので、それをもう一回見せていただければと思います。

例えば、いっそのこと、質問の選択肢から無回答を消してはどうかとも思っています。私の今やっている業務でもここは絶対に必須の回答ですとしたりしています。そうしないとそれぞれの質問間の相互関係が分からなくなるのです。

一般的に他人に勧めたいと思いますかという質問は、どこかの自然環境がいい、案内板がいいなど、いろいろな項目と関連していき、それらを強みと弱みで分析し、改善の事業計画を立てるためのデータベースにしなければいけないのです。

これを対面でやっていच्छゃるとなるとかなりの労力なのかなと思っているのですが

そこについては後ほどご連絡させてください。ただ、そこがかなり気になっています。

○吉中議長 高宮委員、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、アンケートについては以上といたします。

事務局からは他に何かございませんか。

○事務局(神岡山動物園長) ありません。

○吉中議長 それでは、全体を通して何かありませんか。

○高宮委員 最後に、今、いろいろな話を聞いて思ったことをお話しします。

園内の展示物には、パネルや説明書のものなど、いろいろとあると思うのですが、今回の条例制定に合わせ、トータルで見直すというお話はあるのでしょうか。

○事務局(神岡山動物園長) トータルでということではなく、日々の業務の中でより良いものにしていくことになります。

新しくオランウータン館ができる際にはしっかりと作っていきますけれども、今ある個別のものについてはできるだけ旬な話題を入れていきながら、最近では、世界の何らかの日といったときにはそういった情報を各獣舎でお伝えする機会をつくっております。

○高宮委員 ゴールデンウィークにプライベートで家族と来て、すごく気に入ったことがあります。

今、新しい獣舎と古い獣舎が点在しているせいか、コンセプトがばらばらだと思っています。また、屋外と屋内の施設だと展示物に関してもレベルの差があり過ぎています。エランドのところでは女の子が一生懸命スケッチをしているのです。ところが、エランドのところにある展示物は生息域と名前ぐらいで、仮に屋内の展示物の手書きポップみたいなものであったら、この子はもっと関心を持ってくれるのではないかなと見ていました。

その目線で園内をぐるっと回ると、分野や屋内と屋外での情報差があり過ぎて、見ている人はこれでは印象に残らないよなと思うものもありました。屋外に関しては、すごくかわいい手書きポップがあるところと何もないところがありましたし、屋内に関してはとにかくいろいろ詳細な説明があるのです。

私が個人的に印象を受けたのは、担当の方の頭の中を全部見せられているようなもので、もういいです、これ以上は理解できませんという感じになってしまいました。ですから、動物園としてフラットに考え直したほうがいいのではないかと思います。

今後、教育をはじめ、市民の皆さんに動物福祉を知ってもらうというゴールを考えたとき、何も知らない一般市民に対し、まず、きっかけとしてこういう動物がいるのだと。そして、身近な動物もいるし、ふだん見られないような動物もいるのだというもうちょっとフラットな切り口で、見せるものに関してはレベルを下げて、もうちょっと詳しく知りたいのであれば、例えば、ホームページ内のQRコードでしかリンクできないページをつく

って、そこに詳しい情報を載せるというような動線をつくったほうがいいと思っています。

今、私の会社が持っている店舗があって、そこに1万5,000人ぐらいのアルバイトなどの方々が働いておられますが、面接を受けて、働いている方々でも、こちらが文字情報を出したところでまあ見ないのです。オペレーションではほぼ落ちなくて、100%のうち、10%のオペレーションが落ちればいいというレベルなのです。人の理解というのはそんなものかなとすごく思っています。こちらが情報をたくさん出し過ぎたり、100の情報を渡すから、そこからあなたの知りたいことを10取捨選択してと言ったとしても、多分、見ないだろうということです。

今日も時間があるときに来園者のことを見ていたのですが、彼らに関しては、現実、カップルや家族などの関係性の潤滑剤として動物園に来てくれているのであって、そこにさらに踏み込もうとしていない人たちに対し、動物福祉ですとか、動物園はこうなのですよと言ったところすごく伝わりづらいなと思うのです。

そうであれば、今後、動物園条例のことに関し、いろいろと情報整理をされると思うのですが、園内の動物の掲示物に関しても、先ほど、有坂委員から、実は動物はいっぱいいて、家畜も野生動物もいてというような話も含め、トータルで案内できればいいのかなと思いました。

○事務局（神岡山動物園長） 貴重なご意見をありがとうございます。まさに、本当におっしゃっているとおりで、私たちもそれを課題と思っています。また、職員同士のレベル差もありますし、全体的に統一感の合ったものにしたいと思っています。

まさに言い当てているといえますか、岡山動物園のなかなかできていない部分を教えていただいたと思います。

○高宮委員 また、無音の施設が結構多いので、展示が難しいといえますか、音の制限がないような施設に関しては、とにかく短い説明をばんばんとずっと繰り返すのもありのかなと思いました。

それから、先ほど意見もあったのですけれども、アンケートで動く動物が見たいという来場者からの声がありましたよね。以前、Night ZOOで夜のゾウの様子を見せてもらったのですが、そのとき、えっ、ゾウも寝るのだみたいな感じだったので、そういうふうに工夫し、トータルでどうしていくかを見せられたらいいのかなと思いました。

○吉中議長 他にいかがでしょうか。

○有坂委員 展示について、すごくいいなと思ったところがあったので、それだけを伝えさせていただきます。

ウクライナの動物園がロシアの侵攻ですごく困っているということで、WAZAが支援をしていますと言っていますよね。私たち個人でもできる支援方法についてゾウ舎で情報発信されているのを見かけました。国際基準や世界にという意味ではすごくいいことだなと思いました。やはり、平和でないと動物園は成り立たないですし、そうした発信はすごく動物園らしいですし、よい情報をいただけたなと思いました。実際に私も情報に応じてヨ

ヨーロッパ動物園水族館協会に寄附したのですけれども、世界を知るという場にもすごくなっていて、とてもいいものだなと思いました。

○吉中議長 他にいかがでしょうか。

○相原副議長 関連して発言します。

このアンケートを見て、2点気になったのですが、今回は1点だけです。

最後のページの「地球の環境問題を考えるきっかけになったか」ですが、「はい」が85%と高いですね。下を見ても具体的に書かれていて、今までの努力がこういう形で成果に出ているということはポジティブに捉えるべきだなと思いますし、それをベースに、何が評価されており、何を改善すべきなのかの整理もできるかと思います。

この結果は素晴らしいなと僕は思っています。それだけはお伝えしておきます。

○吉中議長 他にいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 私の進行があまりうまくなく、最初に目標としていた時間を大幅に超過してしまいましたが、長時間にわたり熱心にご議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、以上で議事を終了し、事務局に進行を戻します。

### 3. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 改めまして、長い時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど、お決めいただいた部会の関係については、臨時委員の委嘱、あるいは、制度案の作成を進めさせていただきまして、本会議では経過等をご報告させていただきたいと思っております。

部会での検討の進み方によりますが、先ほどのスケジュールにもありましたとおり、次回の本会議は9月下旬から10月上旬頃に開催できればと考えております。スケジュールについては改めてご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。お忙しいことと存じますが、引き続きご協力をよろしくお願いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上